

# 相鉄沿線少年野球連盟規約及び運営細則

平成30年10月

相鉄沿線少年野球連盟

# 相鉄沿線少年野球連盟規約

平成 25 年 12 月

## 第 1 条 名 称

この連盟は相鉄沿線少年野球連盟（以下連盟という）という。

## 第 2 条 対 象

相鉄沿線に居住する小学生より成り、子供会又は地域で責任ある成人の指導者により組織されたチームを対象とする。

## 第 3 条 目 的

小学生の体位向上並びに社会性の健全育成を目的とする。

## 第 4 条 事 務 所

連盟の事務所は、横浜市瀬谷区瀬谷 4-8-8（川口ビル 2F）  
川口忠人方 TEL 045（301）4367

## 第 5 条 行 事

連盟の行事は、年度に行なう大会の他随時行なう親善試合とする。

## 第 6 条 役 員

連盟に次の役員をおく、

1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 会計 1名
4. 監査 2名
5. 事務局長 1名
6. 理事長 1名・副理事長 3名
7. 常任理事 若干名
8. 審判部長 1名

## 第 7 条 名誉会長及び顧問

連盟に名誉会長 1名、顧問若干名を置くことができる。

## 第 8 条 役員任期

連盟の役員任期は 1 年とし、重任を妨げず、補充役員任期は前任者の残存期間とする。

## 第 9 条 会 費

連盟の会費は大会時に、別に定める金額を徴収する。  
その他の臨時大会は別途徴収する。

- 第10条 総 会  
連盟の定例総会は春季大会前に行なう。また臨時総会は役員会において必要と認めるとき、会長これを召集する。
- 第11条 役員 の 職 務  
会長は連盟を代表し、会務を統括する。  
副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。  
会計は連盟の収支を明確に記帳し、監査の承認を得て決算の報告をする。  
監査は会計の監査をする。  
事務局長は連盟事務に当たる。  
理事長は連盟の運営に当たる。  
副理事長は理事長を補佐し、区との連盟強調に当たる。  
常任理事は福理事長と共に各地域の連絡強調に当たる。
- 第12条 審 判  
連盟に公認の審判部を設けることがある。
- 第13条 規 約 の 改 廃  
この規約は総会において改廃することができる。
- 第14条 附 則  
この規約は昭和59年1月1日より実施する。

## 相鉄沿線少年野球連盟大会競技運営細目

1. 試合の運行に関する統制は当連盟において行なう。
2. 各ブロックの試合の運営に関する責務は各ブロック長がこれを持つものとする。
3. 代表者会議で決められた事項はチーム全員に、これを徹底させること。
4. ベンチは組み合わせの若い番号のチームを1塁側とする。
5. 攻守に関係なく1塁側へ飛んだファールボールは1塁側チームが、又3塁側へ飛んだファールボールは3塁側が処理するものとする。
6. 試合中はゲームに直接関係のない応援の父兄はベンチに入ってはならない（ベンチへは原則6名）
7. 定められた者以外はベンチの縁石、白線よりみだりに出ないこと。
8. 点差によるコールドゲームは3回以降10点差、5回以降7点差とする（決勝戦は除く）
9. 試合時間1時間30分の制限時間を定める。但し、その回は終了させる（決勝戦も同様とする）
10. 試合前のシートノックは後攻チームより各5分間ずつとする。  
相手チームを誹謗したり、やじったりしてはならない。（各チームの監督及びコーチはこれを選手に徹底し、自らも厳守すること。）
11. 楽器の持込み、使用はこれを厳禁する。
12. 大会試合中、監督、コーチ及びチームの指導者は、自チーム及び他チームの選手に体罰による制裁を加えたり、暴力をふるったりすることを厳禁する。
13. 投手の投球練習は初回5球、2回目より3球以内とする。
14. 選手の交代は監督が球審に申し出ること。
15. 抗議は監督と当該選手のみとする。
16. 攻守交替は敏速に行なう。打者は速やかに打席に入ること。
17. 選手及び監督・コーチの履物はゴム底スパイクシューズ又は運動靴までとし、それ以外のものは使用してはならない。
18. 監督は自チームのユニフォームを着用し、背番号は30番とする。
19. 引率責任者・コーチ・ボランティアの服装は特に定めないが、スポーツにふさわしい服装のこと。（下駄、草履、特殊なアロハシャツ等は避け、少年野球の品位をきずつけないこと。）
20. 投手は変化球を投げてはならない。変化球はすべてボールと判定する。注意して、なおその投手が変化球を投ずる場合、球審は投手の交代を命ずることがある。（監督は投手が変化球を投げないよう指導徹底すること。）
21. 試合球は2019年よりマルエスボールJ号とする。
22. 各チームは試合に先立ち、開始30分前にメンバー表3枚を担当球審に提出する事。

23. 試合開始のあいさつの際、グラウンド・ルールの説明等があるので監督もこれに立ち会うこと。
24. 試合中の降雨または日没による試合続行・中止・成立等は審判団の判断にこれをゆだねるものとする。(注：但し成立は4回終了とし、不成立の場合ノーゲームとする)
25. 選手の学校行事の場合に限り、試合予定変更を考慮するが、少なくとも1週間前までに連盟本部に連絡を行なうこと。
26. 選手の危険予防及び健康管理についてはチームにおいて十分に留意すること。
27. 7イニング終了または制限時間を過ぎて同点の場合、「特別ルール」として1アウト1・3塁の継続打順制(打者は前イニングより継続とし、3塁ランナーは前々打者・1塁ランナーは前打者として攻撃する)を採用し、決着がつくまで行う。
28. 降雨、雷または日没等により、試合を中断又は中止する場合は、ブロック長と審判団の判断指示に従う事。(注：雷等については特に細心な注意を必要とする。)
29. 当連盟が主催する各大会への出場は一監督の統括指導の元にある一チームを単位とする。従って、二つ以上のチームの合体による出場や、他チームから選手を補充して出場することは許されない。加盟チーム同士であれ、未加盟チームを加えてのことであれ、他のチームとの合体による出場や、他チームからの選手補充による出場が発覚した場合は、ただちに出場を停止させるものとする。
30. 出場選手はヘルメット、プロテクター、レガーズは着用とする。
31. ボークは1回目から適用する。
32. 打者走者の1塁へのヘッドスライディングは注意とするが、しない様に指導し、させない事。(危険防止のため)
33. メンバー登録変更は、抽選会時提出後、初戦開始前までは変更・追加を認める。
34. 試合中、ボールボーイ・バットボーイまたはボールガール・バットガールはヘルメットを着用する事。

平成 7年 2月改定

平成23年 2月改定

平成24年10月追加

平成25年12月追加

平成27年10月改定

平成28年10月改定

平成30年10月改定